



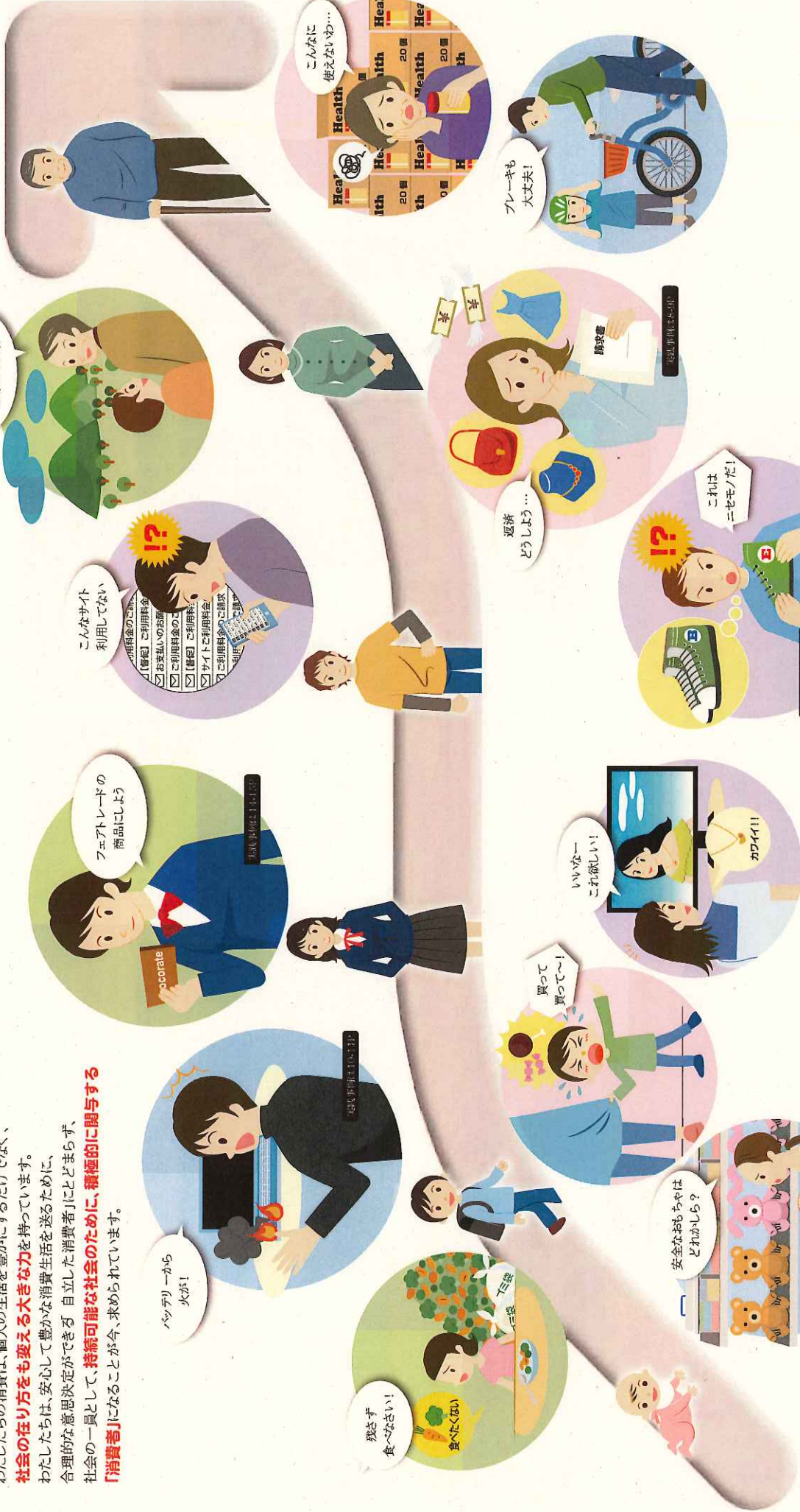
# わたしたちは、生まれたときから、生涯を通じて「消費者」です。

わたしたちは、誰もが消費者です。

一生涯、消費を通じて社会と関わっていきます。

わたしたちの消費は、個人の生活を豊かにするだけでなく、**社会の在り方をも変える大きな力**を持っています。

わたしたちは、安心して豊かな消費生活を送るために、合理的な意思決定ができる 自立した消費者にとどまらず、社会の一員として、**持続可能な社会のために、積極的に関与する「消費者」**になることが今、求められています。



環境やものを大切にしよう

こんなサイト利用してない

!?

フェルトレードの商品にしよう

パツパツから火が!

残さず食べなさい!

野菜はたくさん食べよう

買って買って〜!

いいなーこれ欲しい! カワイイ!!

安全なおもちゃはどれかしら?

!?

これはニセモノだ!

Net Shop

ブレーキも大丈夫!

こんなに使えないわ...



# 消費者教育を通して育むべき力と指導者の役割

## 消費者教育を通して育むべき力

私たち消費者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日閣議決定）では、これらの課題解決のため、消費者教育の対象領域を4つに分類し、それぞれの領域で育むべき力を示しています。

**消費者市民社会の構築**

社会の一員として行動する力

- 消費がもつ影響力の理解
- 持続可能な消費の実践
- 消費者の参画・協働

**生活の管理と契約**

選ぶ力・計画する力

- 選択し、契約することへの理解と考える態度
- 生活を設計・管理する能力

**商品等やサービスの安全**

安全・安心を求める力

- 商品・サービスの理解と危険を回避する能力
- トラブル対応能力

**情報とマナー**

情報を見抜き、活用する力

- 情報の収集・処理・発信能力
- 情報社会のルールや情報モラルの理解
- 消費生活情報に対する批判的思考力

**消費者市民社会の課題**

- 環境・資源・エネルギー問題
- 食糧自給率と食品ロス問題
- 地域経済の衰退
- 世界の貧困、児童労働

**消費者市民社会の構築**

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）

「消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）」において、消費者教育には、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含むことと定義付けられ、その積極的な取組が求められています。

## 消費者教育の指導者の役割

消費者教育は、被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる消費者の育成にとどまらず、消費に関する行動を通じて、社会の一員として、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成を目指します。このため、消費者教育では知識の定着を図り、社会をたくましく生きていく実践的な能力を育んでいくことが重要です。

指導者の方々には以下に示す課題等を踏まえた上で、消費者教育を実践していただきたいと願っています。

### 消費者市民社会の構築

「消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）」において、消費者教育には、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含むことと定義付けられ、その積極的な取組が求められています。

● **社会的自立の力を育む**  
平成27年6月に選挙権年齢を満18歳以上に引き下げ、公職選挙法改正が成立し、新たに有権者となる若い人たちの政治的教養を育む教育の必要性は更に高まっています。このような中で、民法の成年年齢の在り方について議論されています。成年年齢を引き下げても、消費者被害が拡大しないよう、高等学校段階までに、社会において消費者としての合理的な意思決定能力を育むための学習機会を設けていく必要があります。

### 地域全体での学びの展開

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携 協働の在り方」と今後の推進方策について（平成27年12月21日）では、地域とともにある学校への転換や地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく教育体制の構築等を目指しています。

### 先生方へ

現行の学習指導要領においては、社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科等において消費者教育の教育内容の充実を図っているところであり、着実に学習指導要領に基づき指導を行うことが重要です。その際、指導の一層の充実に向け、地域の専門家と連携するなどの工夫も考えられます。

また、上記以外の教科等の指導に当たっても、児童生徒の学びが実生活に生かせるものとなるよう、消費生活での実践的な力を育む観点から捉え直してみると効果的です。

### 社会教育主事の方へ

消費者教育は、生涯にわたって学習できる環境づくりが必要です。その場合、消費生活に関わる全てのことを対象とし、最新の情報を基に学習を進める必要があることから、消費生活センター、消費者団体、事業者等との連携が欠かせません。多様な関係者を一つにつなぐためには、社会教育主事の方々が日頃の活動で形成したネットワークを活用し、コーディネートとしての役割を担うことが期待されます。

様々な課題を抱える地域において、新たに消費者教育を始めるのは容易ではありませんが、例えば、環境や食、まちづくりなど地域の既存の団体やグループと連携し、各団体の活動に消費者の視点をプラスすることで豊かな学びづくり出すことができます。

コーディネート（社会教育主事、消費生活指導員等）

**学校**

教育委員会
学校（教員）

**地域**

社会教育施設	消費生活センター
法曹関係者	消費者団体
NPO	大学
PTA	福祉関係者
	事業者（団体）
	教員OB
	民生委員

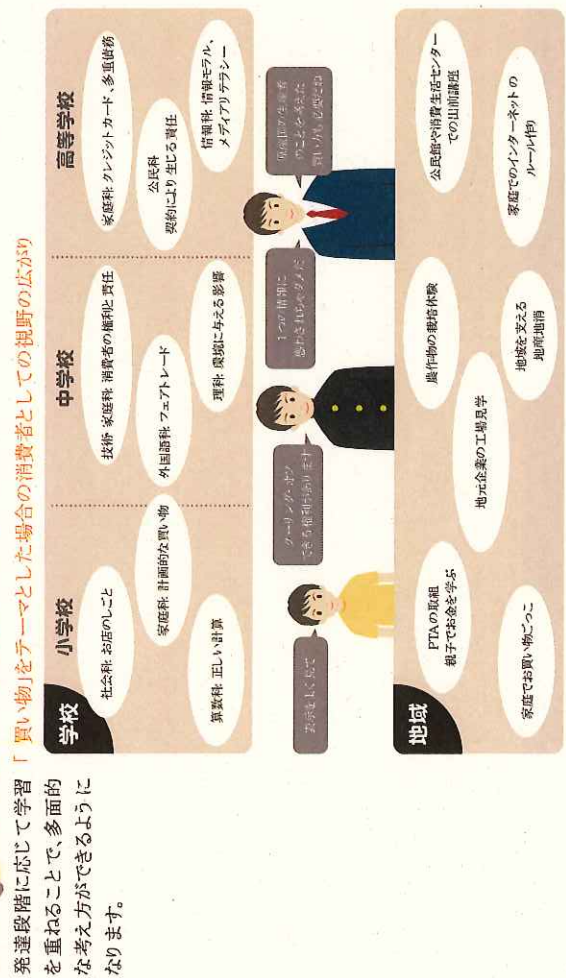


# 消費者教育のヒント

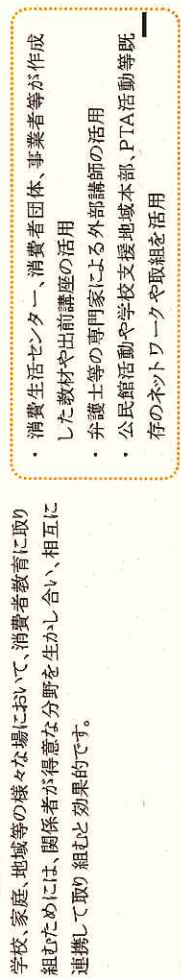
## ヒント1 これまでの授業や活動は「消費者」の視点をプラス



## ヒント2 学びを重ね、視野を広げる



## ヒント3 得意分野を生かし合う



## 本冊子では、様々な実践事例を紹介しています

領域	実践事例	地域
消費者教育の基礎的知識	消費者の権利を保持した授業	地域の課題解決に向けた消費者教育
I 生活の安全	身近な消費者問題を解決する手立てを教える 【中学校 社会科】	親子で金銭感度を身に付けろ 【熊本県長洲町】
II 商品やサービスの安全	製品の事故に対し消費者の意見を発信する 【中学校 技術 家庭科】	科学的に子供の事故を予防する 【長崎県大村市、NPO法人Love&Safetyおはら】
III ネットライフ	情報ネットワークを活用した商品の購入について考える 【小学校 社会科】	子供のインターネット利用を大人が支える 【秋田県教育庁生涯学習課】
IV 消費者市民社会の構築	ESDの視点で食材の購入について考える 【高等学校 家庭科】	身近な商品を通してグローバルな視点を育てる 【中学校 外国語科】

この領域別実践事例では、より身近な消費生活の場面から消費者教育を考えていただくため、消費者教育の4領域の順番を入替えています。

**連携 協働による実践事例**  
p.16~19

専門家とのチーム・ラーニングで子供たちの意識が変わる  
(岐阜市消費生活センター 岐阜市教育研究所)

ESDや消費者教育を地域みんなで実践する  
(岡山市京山地区ESD推進協議会 岡山市立京山公民館)

**既存の取組を生かした実践事例**  
p.20

地域における既存の取組を活用した消費者教育の事例を紹介しています。

銭函小学校父母と先生の会による金銭教育研修会の実施  
(北海道小樽市銭函小学校 父母と先生の会)

太田南小学校+ロボ スクールにおける伝統野菜の栽培  
(秋田県大仙市太田南小学校)

公民館が主催する地域協働ネットを生かした地元特産品づくり  
(山口県長門市中央公民館)